

第 号
年 月 日

様

関市長

印

関市成年後見制度利用支援事業親族等支援金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった支援金の交付については、次のとおり決定しましたので、関市成年後見制度利用支援事業実施要綱第4条第4項の規定により通知します。

交付	内容	<input type="checkbox"/> 成年後見人に係る申立てに要する費用の支援 <input type="checkbox"/> 保佐人に係る申立てに要する費用の支援 <input type="checkbox"/> 補助人に係る申立てに要する費用の支援	
		支援金の額	円
	支援金の請求方法	関市成年後見制度利用支援事業親族等支援金交付請求書（別記様式第3号）により、市長に申請してください。	
不交付	(理由)		
備考			

注意事項

親族等申立て支援決定者がこの告示の規定に違反したとき、偽りその他不正な手段により支援金の交付決定を受けたことが明らかになったとき、その他市長が適当でないと認めたときは、支援金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部を返還させることがあります。